

広島県告示第四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、三原市長から届出があつた。

平成二十二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

位 置	面 積	欄
三原市和田沖町八の一、八の二及び八の三 の地先公有水面	二、六二八・八一平方 メートル	下 欄
	三原市和田沖町	